

高齢者虐待対応手引き

第4版第9刷

浜松市

はじめに

平成 18 年 4 月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援の法律」（以下虐待防止法）が施行されました。高齢者虐待が定義され、重大な危険のある虐待を知った人は、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、速やかに市町村へ通報することが義務づけられました。虐待防止における早期発見と防止法を活用した支援体制の重要性が認識されながら、高齢者虐待の事例は後を絶つことはありません。虐待事件があるたびに何が虐待かを周知する必要性や、幅広い関係機関との連携支援の重要性が叫ばれる一方で、虐待の一つひとつを示す実態とその背景が複雑であり、正攻法では支援困難な事例が見受けられます。今後も虐待の原因や発生のメカニズム、防止に向けて支援策の検討を続けていくことは必須です。

このような状況の中、この手引きは、浜松市の高齢者虐待防止に関わる広範囲な支援者の方々に活用していただくために、従来の手引き（平成 22 年 3 月作成）を改正、充実させたものです。手引きは以下の構成となっています。

- I 高齢者虐待とは
- II 関係機関の役割分担と支援体制
- III 高齢者虐待への対応
- IV 養介護施設従事者等による虐待への対応
- V 成年後見制度の活用
- VI 高齢者虐待の記録について

高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応、可能な限りの支援策の模索は今後も限りなく続くと思いますが、高齢者虐待の支援に関わる広範の支援者の方々にとって、本手引きが役立つことを期待いたします。

目 次

I 高齢者虐待とは	1
1. 高齢者虐待の定義	1
2. 高齢者虐待の分類	2
II 関係機関の役割分担と支援体制	3
1. 高齢者虐待防止支援の流れ図	3
2. 各会議の位置づけ	4
3. 高齢者虐待における関係機関の役割分担	6
III 高齢者虐待への対応	8
1. 発見（高齢者虐待のサイン）	8
2. 高齢者虐待の相談	13
3. 高齢者虐待の通報	15
4. 守秘義務・個人情報保護	16
5. 緊急性の判断	17
6. 事実確認	19
7. 訪問調査	20
8. 介入拒否	20
9. 立入調査	21
10. 虐待の程度と支援例	22
IV 養介護施設従事者等による虐待への対応	23
1. 定義・概略	23
2. 身体拘束禁止規定と高齢者虐待の関係	23
3. 早期発見の責務と通報義務	25
4. 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応の流れ	26
5. 施設内虐待や不適切なケアを防ぐために	27
6. 高齢者虐待に対する考え方	29
V 成年後見制度の活用	31
1. 法定後見制度	31
2. 任意後見制度	31
VI 高齢者虐待の記録について	32

【参考資料】

- ☆ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
- ☆ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則

I 高齢者虐待とは

1. 高齢者虐待の定義

1) 法の施行

平成18年4月1日「高齢者に対する虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下、「高齢者虐待防止法」という)が施行。

2) 高齢者の定義

高齢者虐待防止法では、「高齢者」とは65歳以上の者と定義されている(第2条第1項)。

3) 高齢者虐待の定義

高齢者虐待を①養護者による高齢者虐待及び②養介護施設従事者等による高齢者虐待に分けて次のように定義している。

① 養護者による高齢者虐待

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者」をいう。

(高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。)

養護者が養護する高齢者に対して行う次の行為を高齢者虐待という。

- i 【身体的虐待】 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ii 【介護・世話の放棄・放任】 高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による i 又は iii に掲げる行為と同様の行為の放置等、養護を著しく怠ること。
- iii 【心理的虐待】 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- iv 【性的虐待】 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- v 【経済的虐待】 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

② 養介護施設従事者等による高齢者虐待

老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が行う上記 i ～ v の類行為。「養介護施設」又は「養介護事業」に該当する施設・事業は以下のとおり。

高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	◆老人福祉施設 ◆有料老人ホーム	◆老人居宅生活支援事業	「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者
介護保険法による規定	◆介護老人福祉施設 ◆介護老人保健施設 ◆介護療養型医療施設 ◆地域密着型介護老人福祉施設 ◆地域包括支援センター	◆居宅サービス事業 ◆地域密着型サービス事業 ◆居宅介護支援事業 ◆介護予防サービス事業 ◆地域密着型介護予防サービス事業 ◆介護予防支援事業	

(高齢者虐待防止法第2条)

2. 高齢者虐待の分類

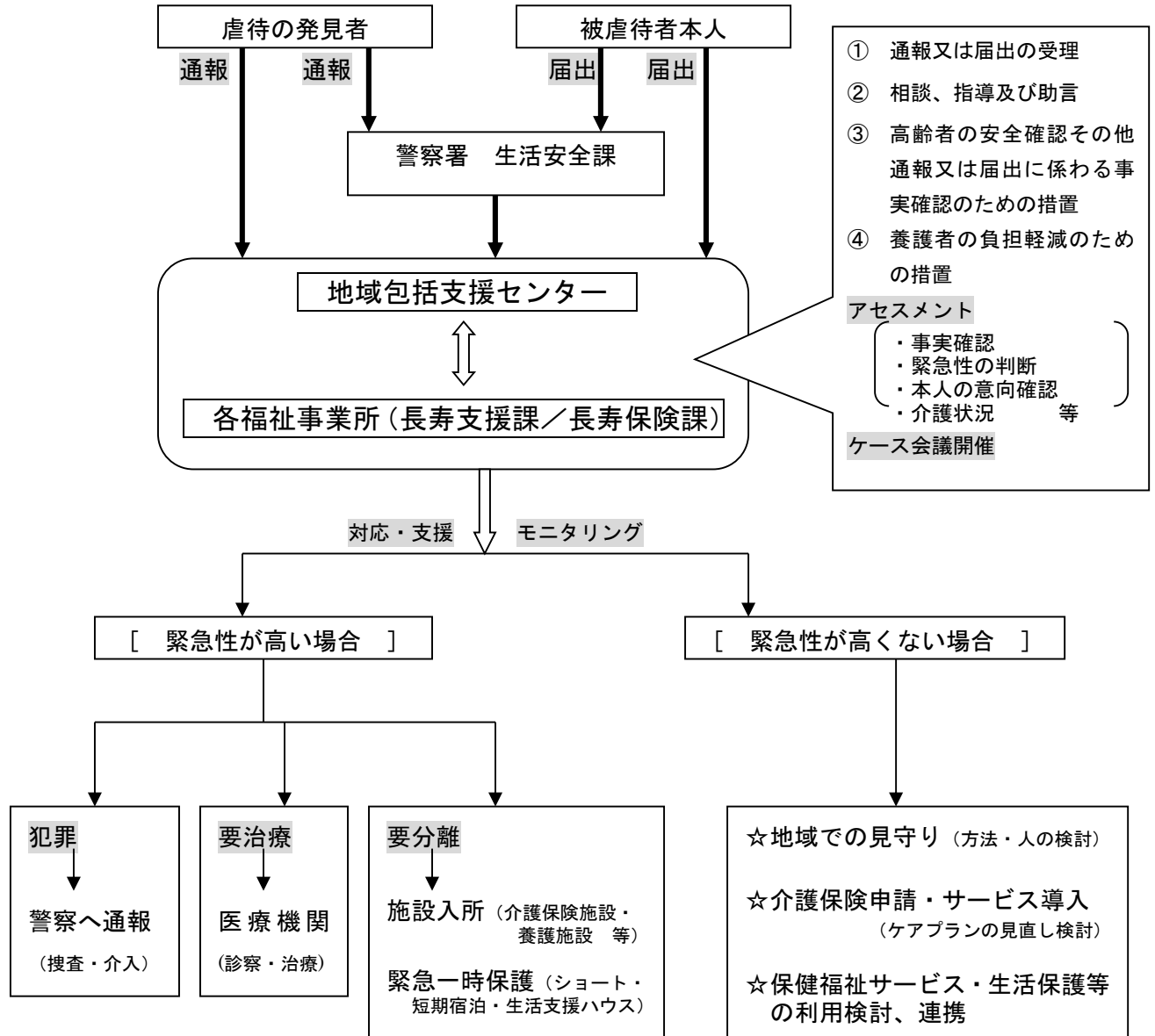
区 分	内 容
身体的虐待	暴力的行為などで、身体的に傷やアザ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。 【具体例】 ・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけど・打撲させる ・ベッドに縛りつけたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする / 等
介護・世話の放棄・放任	意図的であるか、否かを問わず、介護や生活の世話を行なっている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。 【具体例】 ・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題、皮膚が汚れている ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続き、脱水症状や栄養失調の状態にある ・室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる ・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり、使わせたりしない / 等
心理的虐待	脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的に苦痛を与えること。 【具体例】 ・排泄の失敗を嘲笑し、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う ・侮辱を込めて、子どものように扱う ・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する / 等
性的虐待	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。 【具体例】 ・排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ・キス、性器への接触、セックスを強要する / 等
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 【具体例】 ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない ・本人の自宅等を本人に無断で売却する ・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する / 等

〔家庭内における高齢者虐待に関する調査 平成 15 年 11 月〕

Ⅱ 関係機関の役割分担と支援体制

1. 高齢者虐待防止支援の流れ図

R 6. 1



必要に応じて利用検討

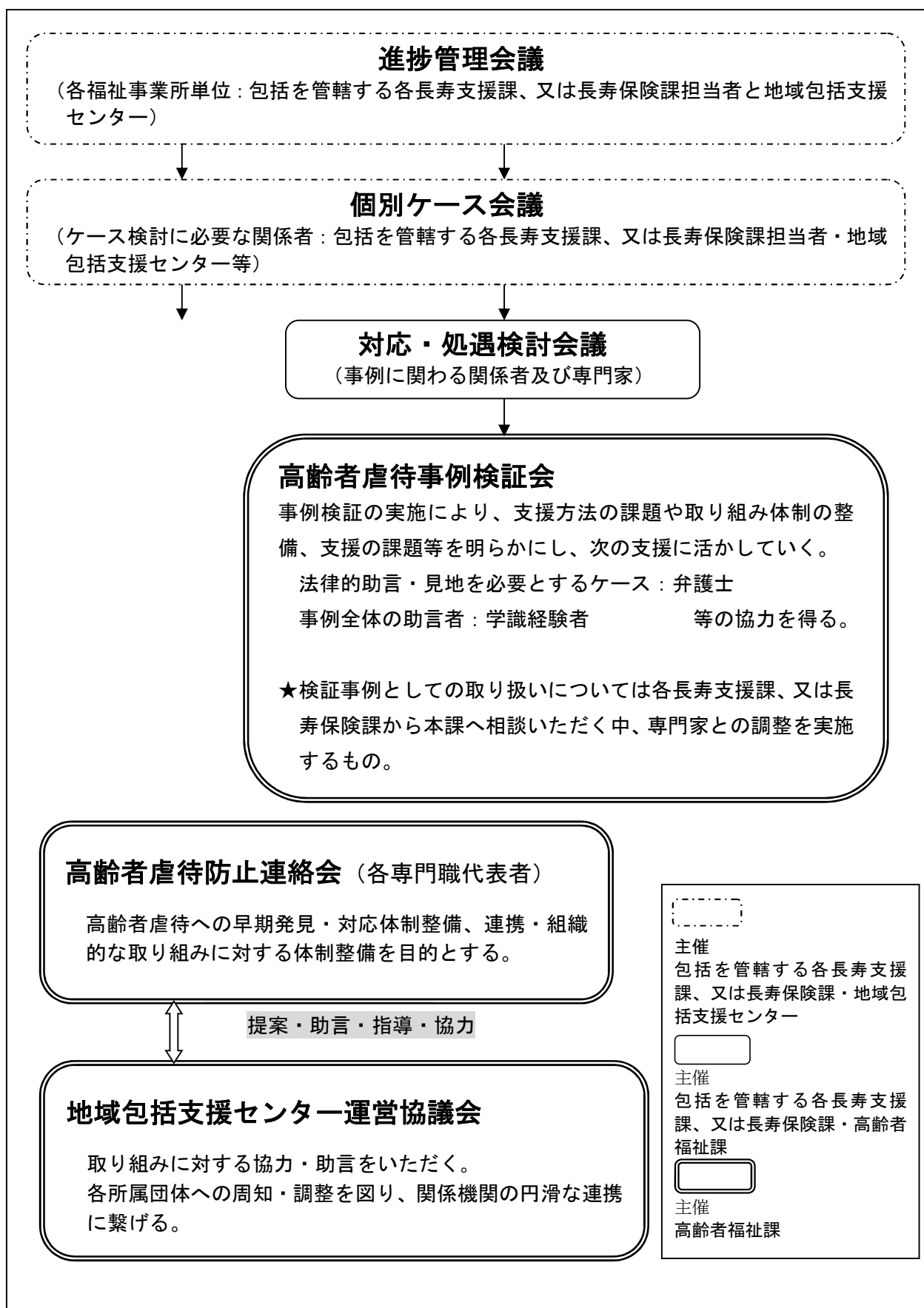
【日常生活自立支援事業】⇒社会福祉協議会へ相談

【成年後見制度】⇒包括⇒関係機関へ『社会福祉士会、司法書士会、弁護士会、裁判所、各福祉事業所長寿保険課、又は長寿支援課（市長申立て）』

解決困難なものは・・・

【対応・処遇検討会議】⇒包括⇒包括を管轄する各長寿支援課、または長寿保険課⇒高齢者福祉課へ

2. 各会議の位置づけ



進捗管理会議

進捗管理会議は評価を目的とした会議であり、個別ケースの詳細なケース検討を行う場所ではない。ケースの情報交換・共通認識の構築・支援状況の確認、評価を目的とする。

【参加者】包括を管轄する各長寿支援課、又は長寿保険課職員と地域包括支援センター職員

個別ケース会議

個別ケースの詳細なケース検討を行う場所。

【参加者】ケース検討に必要な関係者：包括を管轄する各長寿支援課、又は長寿保険課職員
地域包括支援センター 等

対応・処遇検討会議

ケース会議や地域包括支援センターとの連絡会等において、解決困難なケースやより専門的助言を必要とするケースについて、専門家（弁護士・学識経験者 等）の助言・検討の中で適切な支援方法・判断に繋げる。（例えば弁護士：高齢者虐待防止法の解釈や他法の運用により支援方法を導く）

高齢者虐待事例検証会

高齢者虐待事例検証会とは高齢者虐待による死亡事例の検証を実施し、事実の把握・発生の分析等を行い必要な再発防止策を検討する。

高齢者虐待防止連絡会

在宅の要介護高齢者等の虐待防止及び早期対応を図ること・組織的な取り組みに対する連絡調整等を目的に開催。

【構成メンバー】

- ① 地域包括支援センター職員各代表者
- ② 居宅介護支援事業者代表者
- ③ 介護サービス事業者代表者
- ④ 社会福祉協議会担当者
- ⑤ 行政関係者（包括を管轄する各長寿支援課、又は長寿保険課担当者・高齢者福祉課 等）
- ⑥ 警察担当者
- ⑦ 弁護士
- ⑧ 学識経験者
- ⑨ その他 必要と認める者

3. 高齢者虐待における関係機関の役割分担

【地域包括支援センター】

- ◆地域の身近な相談窓口。高齢者の虐待の早期発見・相談・通報の受付
- ◆虐待や虐待が疑われる相談・通報に対して、包括を管轄する各長寿支援課、又は長寿保険課や協働センター等へ適切な報告と連携した対応協力
- ◆会議やモニタリングの状況に応じたアセスメントを実施し関係機関と連携・支援を実施
- ◆虐待の早期発見や防止・予防のための見守り活動等を行う上でのネットワークの構築
- ◆成年後見制度や日常生活自立支援事業等のさまざまなサービスへの相談支援

【各福祉事業所長寿支援課、長寿保険課】

- ◆高齢者虐待の早期発見・相談・通報を受付
- ◆アセスメント実施機関として情報収集や関係機関との調整
- ◆個別のケース会議等を開催し、課題整理と支援の方向性を共有・検討
- ◆各福祉事業所内ケースの進捗管理
- ◆対応・処遇検討会議の開催を検討し、会議を通して、支援の方向性を検討
- ◆必要時、適切な権限行使として立入調査、成年後見制度市長申立、老人福祉法上の措置等の判断実施

【高齢者福祉課】

- ◆各福祉事業所長寿支援課、長寿保険課への助言・支援
- ◆対応・処遇検討会議の開催調整・検討
- ◆支援体制構築への取り組み（協力依頼機関等への調整・高齢者虐待防止連絡会の開催）
- ◆研修会の開催（支援者の知識技術の向上）
- ◆市民・支援者等の啓発活動（高齢者虐待防止講演会・高齢者虐待防止シンポジウム等）
- ◆手引書・マニュアル・パンフレット等の企画作成
- ◆事例検証会等の調整開催
- ◆成年後見制度市長申立検討会議参加・協力・相談

【介護支援専門員】

- ◆本人や家族からの相談や高齢者の状況により虐待を発見
- ◆サービス提供事業者からの情報提供により虐待を早期発見
- ◆相談内容を整理し、高齢者の危険性や介護者負担を考慮しケアマネジメントに反映する
- ◆虐待や虐待が疑われる事例を発見した場合、各福祉事業所長寿支援課、長寿保険課、各支所、地域包括支援センターへ相談通報するなどの連携

【介護保険サービス事業所】

- ◆サービス提供時に高齢者・介護者の状況を観察し、虐待を早期発見
- ◆虐待や虐待が疑われる事例を発見した場合、ケアマネジャー、各福祉事業所長寿支援課、長寿保険課、各支所、地域包括支援センターへ報告し、必要時検討会に出席し今後の援助方針・対応方法を確認

【民生委員等地域住民】

- ◆高齢者の様子等から虐待が疑われる場合は、地域包括支援センターや、各福祉事業所長寿支援課、長寿保険課、各支所へ相談・連絡
- ◆地域の高齢者や介護者への声かけ等により、介護者の孤立や負担軽減となるよう必要に応じた関わりや見守り

【医療機関】

- ◆高齢者・介護者の身体的、心理的状況から虐待が疑われる場合は、地域包括支援センターや各福祉事業所長寿支援課、長寿保険課へ相談
- ◆高齢者の虐待に対する医療的観点からの関わりと今後の支援の方向性に対する連携協力（必要に応じて一時保護、施設利用等に関わる診断書作成、往診による本人の見守り、退院時のサービス調整等）

【警察】

- ◆事件・犯罪性のある状況下への協力・相談（立入調査等の際、必要に応じた同行訪問）
- ◆高齢者・介護者等から警察署への相談・通報への支援と必要に応じ関係者へ連絡・通報

【弁護士（法律家）】

- ◆高齢者・介護者の人権や尊厳が守れない状況下における相談・支援について（財産等、経済的処遇に関する問題も含め）

Ⅲ 高齢者虐待への対応

1. 発見（高齢者虐待のサイン）

「高齢者の福祉に業務上関係のある者は、虐待の早期発見に努めなければならない（第5条）」と高齢者虐待防止法に規定されています。

虐待の疑いがあるという目安は「高齢者虐待発見チェックリスト」を参考にしてください。

1) 困難が生じている事実に着目する

- ◆事例への支援においては、高齢者本人又は家族に生じている困難に着目し、高齢者の権利擁護の観点から必要な援助を行い、状態を改善していくことが重要です。このため、関係者は、当該事例の解決のためには、それが高齢者虐待に該当するか否かを判断すること自体を目的化することのないよう、認識しておく必要があります。
- ◆高齢者虐待は、それが小さな“芽”のうちから対応することが、深刻な虐待の予防につながるものです。虐待とは明確に判定できない場合であっても、介護者などの不適切なかかわりによって高齢者本人の生活に支障が出ている場合には、何らかの支援を行うことで改善を図っていくことが大切です。
- ◆高齢者虐待に携わる専門職は、高齢者の介護や生活を支えるだけでなく、人権を守ることでも重要な仕事です。

2) 虐待しているという「自覚」は問わない

- ◆行為を行っている人に虐待であるという自覚があろうとなかろうと、その行為の結果として高齢者本人の権利が侵害される状態となっていれば、それは高齢者虐待とみなし、何らかの支援を行う必要があるといえます。
- ◆家族が一生懸命に高齢者本人を介護しようとしていても、介護の正しい方法が分からない、自身の心身の状況等から介護の方法が不適切であるということが、結果として虐待の状況を招くこともあります。例えば、高齢者本人の怪我防止のつもりで、身体を椅子やベッド等に固定し、過剰に行動を制限することなどが、虐待となることもあります。

3) 高齢者本人の「自覚」は問わない

- ◆被虐待者が、自分が虐待されていると自覚があるかどうかは問題になりません。本人に自覚がなくても、客観的にみて権利が侵害された状態に置かれている場合には、高齢者虐待に当てはまるものとして、必要な介入や支援の対象と考えるべきです。
- ◆被虐待者の心理として、自分が不当・不適切な扱いを受けていると感じながらも、第三者に対しては親族をかばうなどの気持ちから、これを認めない場合があります。また、長年の家族関係の中で、客観的には高齢者虐待に当たるほどの不当・不適切な扱いを受けていても、それが日常的であり、あきらめてしまっている場合もあります。

4) 「経済的虐待」の捉え方

- ◆経済的虐待については、高齢者が子の生計を支えている場合などがあり、虐待に当たるかどうかを判断することが困難な場合が少なくありません。
- ◆経済的虐待に当たるか否かは、高齢者本人が納得し、その意思に基づいて財産が管理されているか、実際に高齢者本人の生活や介護に何らかの支障が出ていないか、などが判断のポイントとなります。

- ◆たとえ高齢者本人が納得していると思われる場合でも、これまでの家族関係や虐待に対する心理的圧力などから、合意せざるをえない状況であることも考えられます。本人の意思が表面的なものである可能性を踏まえ、真意を丁寧に確認していくことが重要です。
- ◆高齢者本人が認知症などにより判断能力が不十分と考えられる場合には、財産を管理している本人との関係や客観的にみて本人の利益にかなっているかどうかを考慮し、判断する必要があります。

5)「介護・世話の放棄・放任」の捉え方

- ◆「介護は家族の役割」という思い込みや責任感から、介護する家族が自らの可能な範囲を超えて介護を抱え込むことが、肉体的・精神的な負担を増大させ、結果として虐待を招いている場合もあります。したがって、介護・世話の放棄・放任に関しては、その対応において、家族に対し介護・世話を過度に負担させることにならないよう注意が必要です。そして、虐待者やその他の家族の介護・世話に対する意識や無理なく負担できる範囲を見極めながら、虐待者に対しても必要な支援を行っていくことが求められます。
- ◆高齢者をショートステイに預けてそのまま引き取らない、意図的に必要な介護や世話を行わず、被虐待者が劣悪な環境で暮らし、栄養失調や脱水症状が激しいなどの深刻な事例も存在します。

高齢者虐待発見チェックリスト

虐待が疑われる場合の「サイン」として、以下のものがあり、複数に該当すると、疑いの度合いはより濃くなります。しかし、あくまで例示で、この他にも様々な「サイン」があります。

【身体的虐待のサイン】

チェック欄	サイン例
	身体に小さなキズが頻繁にみられる
	太腿の内側や上腕部の内部、背中等にキズやみみずばれがみられる
	回復状態が様々な段階のキズ、あざ等がある
	頭、顔、頭皮等にキズ、あざ等がある
	臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷跡がある
	急におびえたり、恐ろしがったりする
	「怖いから家にいたくない」等の訴えがある。
	「傷」や「あざ」の説明のつじつまが合わない
	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する
	主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない

【心理的虐待のサイン】

チェック欄	サイン例
	かきむしり、噛み付き、ゆすり等がみられる
	不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等）を訴える
	身体を萎縮させる
	おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状がみられる
	食欲の変化が激しく、摂食障害（過食、拒食）がみられる
	自傷行為がみられる
	無力感、あきらめ、投げやりな様子になる
	体重が不自然に増えたり、減ったりする

【性的虐待のサイン】

チェック欄	サイン例
	不自然な歩行や座位を保つことが困難になる
	肛門や性器からの出血やキズがみられる
	生殖器の痛み、かゆみを訴える
	急に怯えたり、恐ろしがったりする
	人目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える
	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する
	睡眠障害がある
	通常の生活行動に不自然な変化がみられる

【経済的虐待のサイン】

チェック欄	サイン例
	年金や財産収入等があることは明白なのにもかかわらず、お金がないと訴える
	自由に使えるお金がないと訴える
	経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したがない
	お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない
	資産の保有状況と衣食住等生活状況等との落差が激しくなる
	預貯金が知らないうちに引き出された、通帳がとられたと訴える

【ネグレクト（介護等日常生活上の世話の放棄、拒否、怠慢）のサイン（自己放任も含む）】

チェック欄	サイン例
	居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている、また異臭を放っている
	部屋に衣類やおむつ等が散乱している
	寝具や衣服が汚れたままの場合が多くなる
	汚れたままの下着を身につけるようになる
	かなりの褥創（じょくそう）ができています
	身体からかなりの異臭がするようになってきている
	適度な食事を準備されていない
	不自然に空腹を訴える場面が増えてきている
	栄養失調の状態にある
	疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断を受けていない

【セルフネグレクト（自己放任）のサイン】

チェック欄	サイン例
	昼間でも雨戸が閉まっている
	電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃等の支払いを滞納している
	配食サービス等の食事がとられていない
	薬や届けた物が放置されている
	ものごとや自分の周囲に関して、極度に無関心になる
	何を聞いても「いいよ、いいよ」と言って遠慮をし、あきらめの態度がみられる
	室内や住居の外にゴミがあふれていたり、異臭がしたり、虫が湧いている状態である

【養護者の態度にみられるサイン】

チェック欄	サイン例
	高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる
	高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる
	他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる
	高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する
	高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする
	経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとしない
	保健、福祉の担当者とうの嫌うようになる

【地域からのサイン】

チェック欄	サイン例
	自宅から高齢者や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴・うめき声、物が投げられる音が聞こえる
	庭や家屋の手入れがされていない、または放置の様相（草が生い茂る、壁のペンキがはげている、ゴミが捨てられている）を示している
	郵便受けや玄関先等が、1週間前の手紙や新聞で一杯になっていたり、電気メーターがまわっていない
	気候や天気が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしばみられる
	家族と同居している高齢者がコンビニやスーパー等で、一人分のお弁当等を頻繁に買っている
	近所づきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる
	高齢者が道路に座り込んでいたり、徘徊している姿がみられる

（参考：東京都「東京都高齢者虐待対応マニュアル」）

2. 高齢者虐待の相談

1) 相談者ごとの留意点

本人からの相談

どのような意図があつての相談か、相談してきた思いをまずは受け止めます。はっきりと自分の意思表示（施設に入りたいなど）ができる場合には、処遇の点で方向付けしやすいのですが、虐待の具体的な事実の確認や、認知症の有無など判断が必要な場合もあります。訴えている内容をきちんと受け止めたうえで、支援の方向性を検討しなければなりません。

介護者からの相談

介護者からの相談では何とかしたいという思いで助けを求めて相談していることが考えられます。過去の問題や、高齢者との関係、介護負担などを考え、介護している背景を洞察しながら支援の方向性を検討します。

どうしたいと考えているのか、介護者の気持ちをしっかり受け止め、介護者に寄り添い、できるだけ介護負担を軽減するよう支援することが大切です。介護者の身体的、精神的な疲労の具合を把握し、デイサービスやショートステイなどを利用して、積極的に休養が取れるように支援方針を立て、場合によっては入所による分離を図らなければならないときもあることを念頭におきます。

親族からの相談

高齢者や介護者とどのような関係にある親族なのかによって、事実関係のとらえ方が違うこともあり、客観的な事実関係を聞き出すように心がけます。特に金銭的な利益関係にあるときには、トラブルにつながることもあるため、注意が必要です。

別居している親族から、同居の家族が虐待をしていることを相談された場合などでも、同居の家族は、高齢者の認知症に悩んでいたりすることもあります。事実の確認を基本として、プライバシーを守りつつ、できるだけ詳しく聞き出し、問題を整理します。

近所の人からの相談

誰とどんな関係の近所の人なのか（虐待者の友人なのか、被虐待者の知り合いなのか）を確認します。ともすると介護者を一方的に責める傾向もあるため、十分注意した対応が必要です。また、近隣からの相談では、実際に当事者への介入がより困難になるため、相談の中で介入の糸口になるポイントを意識して注意深く相談に応じます。

2) 相談を受ける時に注意すべきこと

虐待の可能性

どんな相談でも、誰かが虐待を疑った場合、その可能性があり、支援の必要性があることに間違いはありません。また、虐待とは無関係の相談でも、介護が大変なケースで、訪問して初めて虐待を含むさまざまな問題を抱えていることに気づく場合もあります。相談にあたる担当者に求められるのは、単に保健福祉サービスが該当するか否かという対応ではありません。真の問題に気づき、現在困っている問題が虐待にエスカレートすることを予測して、事前に対処し、虐待を防いでいくという視点が大切です。

プライバシーを守る（個人情報の取り扱いに注意）

一般市民、民生委員、関係者等、通報者の人権を守ってください。

介護に対する特定の価値観を押し付けない

「介護は誰がすべき」「介護はこうあるべき」という自分の価値観の型にあてはめて相談に応じることは、大変危険です。そのような場合にはあとの支援につながりにくくなるケースもあります。

一人で抱え込まない

客観的に判断する

虐待者と被虐待者、どちらが悪いのか、はっきりさせることは必要ではありません。

自分の立場が虐待者、被虐待者のどちらか一方により過ぎないように注意し、その家族が抱えている問題は何か、どうしたら解決につながるか客観的に考えていくことが大切です。

簡単に解決できる問題ではない事を認識する

いくら関わっても、状況が変わらないのは相手のせいだとして、相手を責めるのでは何事ありません。まして、家族の問題だから家族に任せればいいと、サジを投げてしまつては、この事業を行う意味もなく、また相談が宙に浮いてしまうことになります。そもそも虐待問題は家族問題がほとんどなのです。

心の健康を保つ

高齢者虐待の相談は、家庭の真相に触れるため、閉鎖的でつらい内容となることもあります。また、支援していく上でも、緊急性の判断や、長い関わりのプロセスで行き詰まり、思うように進まないと感じることもあります。相談を受ける人自身が、自分の心身の健康に配慮し、相手の相談内容を受け止められる心の健康を保つことが何より大切です。

それとともに相談を受ける支援者を支える職場の体制や支援者同士の協力連携も大切になります。

3. 高齢者虐待の通報

高齢者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対し、市町村への通報努力義務が規定されており、特に当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村に通報しなければならない義務が課せられています（第7条）。

なお、この場合、虐待を受けたと「思われる」とは、「一般人であれば虐待があったと考えることに合理性がある」という趣旨です。

誰が虐待を行ったかわからない、あるいは養護者・家族等が虐待を行ったことを認めないという状況であっても、高齢者が不当な扱いや虐待を受けている状況であれば、「高齢者を虐待から守るという養護」が行われておらず、「介護・世話の放棄・放任」にあたると解釈でき、通報の対象となります。

自分が目の前にしている高齢者や家族を「虐待」と判断しきれない場合であっても、高齢者の権利が侵害されていたり、生命や健康が損なわれている状態であれば、「虐待の通報」と構えずに「気になる高齢者の相談」として各福祉事業所長寿支援課、又は長寿保険課や地域包括支援センターに連絡してください。

介護保険サービスの従事者や医療関係者は、契約によりサービスを利用している高齢者や家族のことを「虐待ではないか」と市町村や地域包括支援センターへ通報することに抵抗があるかもしれません。しかし、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は通報をためらってはいけません。一人で抱え込んでいるうちに取り返しのつかないことにならないよう、法律に規定されている通報を行ってください。

なお、養介護施設従事者等が、自身が業務に従事している施設や事業において虐待を発見した場合は、虐待の程度にかかわらず市町村への通報義務が課せられています。

休日・時間外の対応

原則として通報（届出）受理は、

月～金曜日（土日祝日・年末年始除く）の開庁時間内（8：30～17：15）が基本。

【地域包括支援センター】

- ・ 休日対応用の窓口につながった場合、状況聴取する。
- ・ 緊急の場合は、区役所の時間外窓口（代表電話）に連絡をとり、高齢者福祉担当職員につないでもらう。
- ・ 生命の危険を伴う緊急性が高い場合は、警察への通報や救急車の要請が必要な場合もあり、速やかな判断対応を行う。
- ・ 緊急でない場合は、翌開庁日以降、関係機関と連携のもと、事実確認等必要な対応をとる。

【各福祉事業所長寿支援課、長寿保険課】

- ・ 各区役所の時間外窓口（守衛）から緊急連絡先（課長・補佐・G長・担当者）へ連絡が入った場合は、至急協議を行い、高齢者の安全確保の観点から、警察への通報や救急車の要請を含めた必要な対応をとる。

〔 ※ 事前に各福祉事業所で把握しているケースについては、あらかじめケース会議等において、関係機関と調整の上、緊急時の対応方法について定めておく必要がある。 〕

4. 守秘義務・個人情報保護

1) 個人情報保護法とは

個人情報を事業の用に供している事業者（個人情報取扱事業者）に対して、利用目的の明示、利用目的の通知や公表、個人情報の第三者提供の原則的禁止、本人の求めによる個人情報の開示や利用停止等、様々な義務を定めた法律です。

2) 個人情報保護と高齢者虐待防止について

- ◆通報や相談をすることが守秘義務違反や個人情報保護違反にならないかという点について、たしかに医師をはじめとする保健医療福祉専門職や公務員には、職務上知りえた個人の秘密を守る義務がありますが、高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の通報義務は守秘義務に優先すると規定されています（第7条第3項）。また、虐待に関する通報を行うのに高齢者や養護者（家族等）の同意は必要ありません。
- ◆個人情報の保護に関する法律では、本人の同意を得ずに特定の利用目的以外に個人情報を取り扱ってはならないこと（第16条、利用目的の制限）、本人の同意を得ずに個人情報を取り扱ってはならないこと（第23条、第三者提供の制限）が義務づけられています。ただし、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」には各条の例外としての扱いができることが規定されており、高齢者虐待にはこの例外規定に該当する事例もあります。各市町村がそれぞれの個人情報保護条例の運用規定と調整を図って、被虐待の状況にある高齢者の福祉・保護が進むように個人情報の取り扱い方を決定することになります。
- ◆自分が通報や相談したことが高齢者や養護者（家族等）に知られないかという心配は当然ですが、高齢者虐待防止法では、通報や届出を受けた市町村及び市町村から事務を委託された高齢者虐待対応協力者（地域包括支援センター等）は、職務上知りえた事項であって当該通報又は届出した者を特定させるものを漏らしてはならないと守秘義務が課せられています（第8条・第17条）。

包括的な同意について（参考）

介護支援専門員や介護サービス事業者等が、利用者や家族に関する情報を得る際には、利用目的の明示を行い、事前同意を得ることが原則となっています。

今後、地域包括支援センターを中心として実施される地域支援事業等においては、高齢者虐待防止についてのネットワークを含め、事業者等との個人情報のやりとりを含む連携が必要となっています。

このため、今後は事前に提示する内容に、「地域包括支援センター等との連携により、心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うこと」のような表現を加え、包括的な同意を得ることについて、それぞれの事業者が検討していくことも考えられます。

5. 緊急性の判断

受付記録をもとに各福祉事業所長寿支援課、長寿保険課の管理者（又はそれに準ずる者）等に相談の上、直に判断を行います。※相談受理者が地域包括支援センターの場合、地域包括支援センターでまず緊急性の判断を行い各福祉事業所長寿支援課、長寿保険課担当課に速やかに連絡します。

1) 緊急性の判断の際に確認すべき事項

①過去の通報や支援内容などに関する情報の確認	
②虐待の確認と判断（生命、身体の危険性や医療措置、緊急措置の必要性）	
③緊急性の判断（次項参照）	
④今後の担当者の決定	
⑤関係する機関の確認	
⑥事実確認方法の検討（確認項目、確認先機関等）	

緊急性が高いと判断できる状況

1. 生命が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される
 - ・骨折、頭蓋内出血、重症のやけどなどの深刻な身体外傷
 - ・極端な栄養不良、脱水症状
 - ・「うめき声が聞こえる」などの深刻な状況が予測される情報
 - ・器物（刃物、食器など）を使った暴力の行使もしくは脅しがあり、エスカレートすると生命の危険性が予測される
2. 本人や家族の人格や精神状況に歪みを生じさせている、もしくはそのおそれがある
 - ・虐待を理由として、本人の人格や精神状況に著しい歪みが生じている
 - ・家族間で虐待の連鎖が起こり始めている
3. 虐待が恒常化しており、改善の見込みが立たない
 - ・虐待が恒常的に行われているが、虐待者の自覚や改善意欲がみられない
 - ・虐待者の人格や生活態度の偏りや社会不適応行動が強く、介入そのものが困難であったり改善が望めそうにない
4. 高齢者本人が保護を求めている

（東京都「東京都高齢者虐待対応マニュアル」）

2) 緊急性の判断後の対応

緊急性や重大性があると判断した場合

可能な手段から適切なものを選択して早急に介入することになります。具体的には、老人福祉法上の措置や入院等を検討します。措置が必要と判断した場合には、高齢者への訪問、措置の段取り、関係機関からの情報収集、他機関（警察・医療機関・その他関連機関）との調整等役割分担をして即時に対応します。

緊急性がないと判断できる場合、情報が不足する場合（虐待が明確に判断できない場合）

その後の調査方針と担当者を決定します。その際、調査項目と情報収集する対象機関を明らかにして職員間で分担します。身体的虐待や介護や世話の放棄・放任が疑われる場合には、担当者に医療職（医師、保健師等）を加えることが有効です。

情報が不足するのは、実態把握の段階で行った訪問調査を拒否された場合が多いと思われるため、立入調査の可否についての情報収集もこの時点で行うこととなります。

家族分離の手段の例

対応手段	備考
契約によるサービス利用	・本人の同意や成年後見制度の活用等により、契約によるサービス利用を行う。 ・ショートステイを利用して、その間に家族関係の調整を行い、契約形態にもっていくなどの工夫が必要。
緊急一時保護（緊急ショートステイ等）	・区市が特別養護老人ホームのベッド等を確保して実施する緊急一時保護（緊急ショートステイ）事業を利用し、一定期間被虐待者を保護する。 ・自費負担による有料老人ホームのショートステイもある。 ※自立している高齢者の女性が夫から暴力を受けている等の場合は、静岡県女性相談センターの一時保護やシェルターも利用することができる。（関連法規参照）
やむを得ない事由による措置	・老人福祉法に基づく区市の決定事項として、虐待等の理由による介護サービス利用が著しく困難な65歳以上の者について、区市が職権を以って介護サービスの利用に結びつけるもの。 ・家族分離の効果があるサービス種類としては、特別養護老人ホーム、ショートステイ、認知症対応型共同生活介護 等がある。
養護老人ホーム入所	・65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難な人を入所させる施設。
軽費老人ホーム入所	・老人福祉法に規定される老人福祉施設で、低額な料金で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な者を入所させ、日常生活上必要な便宜を供与する施設。
公営住宅入居	・公営住宅は原則として、同居親族があることが入居の条件だが、DV等の虐待被害者や知的障害者、精神障害者、身体障害者など、「特に居住の安定を図る必要がある者」には、単身での入居が認められる（但し、状況による）。 ・高齢者の場合、介護保険サービス等を使用することで在宅生活を送ることが可能な場合は、単身でも入居可能。
保護命令	・配偶者からの暴力の場合で、「被害者が更なる暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがある場合」に、それを防止するため、地方裁判所が被害者からの申立により暴力を振るった配偶者に対し発する命令、保護命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第10条、第29条）。

【参考】リスクアセスメントシート

6. 事実確認

1) 法的根拠

市町村は、通報または届出を受けたとき「速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずる」（法９条１項）

2) 対応

【把握・確認すべき事項の例】

- ①虐待の種類や程度
- ②虐待の事実と経過
- ③高齢者の安全確認と身体・精神・生活状況等の把握
- ④高齢者と養護者等の関係把握
- ⑤養護者や同居人に関する情報の把握
- ⑥関連部署機関からの情報収集

民生委員：地域での様子や家庭での雰囲気、家庭での生活パターンなど

地区担当保健師：地域での様子、保健活動からの情報など

介護サービス事業者：サービス利用状況、家族の雰囲気や生活パターンなど

医療機関：日常的・継続的に診ている医療機関があれば、病歴のみでなく、
家庭内の様子を把握している場合がある。

【役割分担・担当者】

ケース会議等において適切な役割分担と担当者を決定する。

（どこから、誰がどんな情報を収集しどう支援に結びつけるか！！）

例）福祉事業所：家族等の住民・戸籍情報、生活保護の有無、介護保険関係情報（認定の有無・認定調査状況・主治医）、障害福祉手帳の有無、地区担当保健師の関りの有無、経済状況（収入状況・国民年金・遺族年金）、国民健康保険情報（収入状況・受診歴）、警察の情報

包 括：包括の把握している情報、介護支援専門員・介護サービス事業者情報、医療機関情報、民生委員の情報

7. 訪問調査

虐待事実を確認するためには、できるだけ訪問して高齢者の安全確認や心身の状況、養護者や家族等の状況を把握することが望ましいです。

【訪問調査にあたっての姿勢】

一般には養護者・高齢者本人等にとって抵抗感のあることだと認識しておく必要があります。そのため、すでに信頼関係のある者（介護支援専門員・民生委員・親族等）があれば、協力を得て調査実施することが望ましく、場合により地区担当保健師の訪問協力等も検討します。

【訪問調査の留意点】

- ① 養護者支援の観点を忘れず、信頼関係の構築を念頭において行うこと
 - ② 調査の客観性や調査員の安全確保。高齢者保護と養護者支援を同時に行うことが想定される場合には複数職員の対応を検討する。
 - ③ 医療の必要性が見込まれる場合には医療職の立会いを求めること
 - ④ 調査目的や今後の支援等について高齢者・養護者に十分な説明を行うこと
 - ⑤ 高齢者・養護者の権利やプライバシーへの配慮を行うこと
- 注意）丁寧に話を聴く。言いたくない事を最初から無理に聞き出さない。
支援者の価値観を押し付けない。

【準備】

現場で緊急性の判断が求められることがあるため、カンファレンス等、現場での迅速な対応の想定を行っておく必要があります。

8. 介入拒否

高齢者の安全確認ができない場合は、立入調査の実施も視野に入れ、様々な関係者との連携協力のもと対処します。

養護者等にとって抵抗感の少ない方法を優先的に検討し、それらの方法で困難な場合には立入調査を実施します。

【介入拒否時の対応のポイント】

- ① 本人や家族の思いを理解・受容する。
- ② 名目としては違う目的を設定して介入する。
- ③ 訪問や声かけによる関係作り
- ④ いきなり虐待の核心にふれるのではなく、家族の困っていることから少しずつ対応の幅を広げる。
- ⑤ 本人の意思決定に影響を与えうる家族側のキーパーソン発掘、協力関係の構築
- ⑥ 主たる支援者の見極め
- ⑦ 緊急性が高い場合は法的根拠により保護

（厚生労働省「高齢者虐待への対応と養護者支援について」P50）

9. 立入調査

1) 法的根拠

高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるときは、市長は市担当職員に虐待を受けている高齢者の居所に立ち入り、必要な調査や質問をさせることができる（第11条）。

市長は立入調査の際に必要な応じて適切に、高齢者の居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めなければならない（第12条）。

また、正当な理由なく立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁させず、若しくは虚偽の答弁させた者は、30万円以下の罰金に処せられる（第30条）。

2) 制約

例えば、養護者等が立入調査を拒否し施錠してドアを開けない場合、鍵やドアを壊して立ち入ることを可能とする条文がない以上、これをできるとは解されない。

このように立入調査の権限を発動しても無条件に居所に立ち入れるわけではなく、あらかじめ立入調査を執行するための準備を綿密に行うことが必要。

3) 立入調査の要否判断

市・関係者からのアプローチや親族・知人・近隣住民等を介したかたちで養護者や高齢者とコンタクトがとれると判断した場合、その方法を優先する方が効果的。しかし、手立てがなく、高齢者の安否が気遣われるとき、立入調査権の発動を検討する。（タイミングや状況、関係者の協力などを総合的に勘案し決定する）

立入調査が必要と判断される状況の例

	高齢者の姿が長期にわたって確認できず、また養護者が訪問に応じないなど、接近する手がかりを得ることが困難と判断されたとき。
	高齢者が居所内において物理的、強制的に拘束されていると判断される事態があるとき。
	何らかの団体や組織、あるいは個人が、高齢者の福祉に反するような状況下で高齢者を生活させたり、管理していると判断されるとき。
	過去に虐待歴や援助の経過があるなど、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、養護者が訪問者に高齢者を会わせないなど非協力的な態度に終始しているとき。
	高齢者の不自然な姿、けが、栄養不良、うめき声、泣き声などが目撃されたり、確認されているにもかかわらず、養護者が他者の関わりに拒否的で接触そのものがないとき。
	入院や医療的な措置が必要な高齢者を養護者が無理やり連れ帰り、屋内にひきこもっているようなとき。
	入所施設などから無理やり引き取られ、養護者による加害や高齢者の安全が懸念されるようなとき。
	養護者の言動や精神状態が不安定で、一緒にいる高齢者の安否が懸念されるような事態にあるとき。
	家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、高齢者の生活実態の把握が必要と判断されるようなとき。
	その他、虐待の蓋然性が高いと判断されたり、高齢者の権利や福祉上問題があると想定されるにもかかわらず、養護者が拒否的で実態の把握や高齢者の保護が困難であるとき。

（厚生労働省「高齢者虐待への対応と養護者支援について」P52）

10. 虐待の程度と支援例

虐待の程度（レベル）	支援内容例
I 低リスク 虐待には至っていないが、虐待発生の危険性があり、高齢者や養護者（家族等）の状況が、現状では人間関係が悪化したり介護不十分な状態になるおそれがあると認められる状況	見守り（観察）・予防的支援 相談、訪問、見守りを中心とした予防的支援 【見守り】 地域包括支援センター・保健師・民生委員・隣人等の定期的な訪問、相談支援 ※キーパーソン中心に関係機関、虐待対応協力者等 【予防的支援】 利用可能な介護保険・福祉サービスの紹介、活用支援、適切な相談先の紹介。
II 中リスク 介護ストレスや人間関係の悪化などにより、不適切な介護状況であり、虐待が生じている状況	相談・調整・社会資源活用支援 ストレスの解消や問題解決に向けての相談及び関係機関との調整。 介護保険サービス等の導入や介護方法等についての技術支援で介護負担軽減。 【介護ストレスの解消】 ◆介護者の会の紹介⇒地区担当保健師 ◆家族介護交流事業の参加⇒地域包括支援センター 【介護負担の軽減】 ◆介護保険サービスの導入 （訪問介護、デイサービス、ショートステイ等）⇒介護支援専門員 ◆福祉サービスの導入（生活管理短期宿泊、生活管理指導員等）⇒地域包括支援センター・在宅介護支援センター 【介護方法等技術的支援】 ◆家族介護教室、相談窓口⇒地域包括支援センター 【経済支援・権利擁護支援】 ◆生活保護⇒各福祉事業所社会福祉課 ◆成年後見制度⇒地域包括支援センター・社会福祉士会・司法書士会・弁護士会 ◆日常生活自立支援事業⇒日常生活自立支援センター
III 高リスク 生命の危機・重大な健康被害のおそれあり、高齢者に治療・保護が必要な状況	保護・分離（一時的分離含む）支援 高齢者と虐待者の分離を念頭においた支援 保護、一時分離 ショートステイ・医療機関・介護保険施設・高齢者福祉施設 等 長期分離 介護保険施設・高齢者福祉施設

（参考：厚生労働省「高齢者虐待への対応と養護者支援について」P58）

IV 養介護施設従事者等による虐待への対応

1. 定義・概略

高齢者虐待防止法では高齢者の福祉・介護サービス業務に従事する者による高齢者虐待の防止についても規定されています（第2条、第20～26条）。

高齢者虐待防止法に規定されている「養介護施設」、「養介護事業」、「養介護施設従事者等」の範囲は（P1）のとおりであり、介護保険施設等の入所施設や介護保険居宅サービス事業者など、老人福祉法や介護保険法で規定されている高齢者向け福祉・介護サービスに従事する職員すべてが対象となります。

また、高齢者虐待を、「高齢者が他者から不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命・健康・生活が損なわれるような状態に置かれていること」と広く捉えています。

「養介護施設従事者等」による高齢者虐待

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

（高齢者虐待防止法第2条第5項より）

2. 身体拘束禁止規定と高齢者虐待の関係

1) 身体拘束禁止規定と高齢者虐待

介護保険制度が平成12年4月にスタートし、それに伴い介護保険施設などでは、利用者本人や他入所者等の生命又は身体を保護するために「緊急やむを得ない」場合を除いて、身体拘束その他の入所者の行動を制限する行為は指定基準等で原則禁止されています。

身体拘束は入所者（利用者）に不安や怒り、屈辱、あきらめといった大きな精神的苦痛を与えると同時に、関節の拘縮や筋力低下など、身体機能を奪う可能性のある行為です。家族・親族にも精神的苦痛を与える可能性があり、ケアを行う側にとっても安易な拘束は士気の低下を招きかねません。

したがって



「緊急やむを得ない」場合を除いて、身体拘束は原則すべて高齢者虐待に該当する行為であると考えられます。（「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」厚生労働省老健局 2006）

2) 身体拘束に該当する具体的な行為の例

	具体的禁止行為
1	徘徊しないように車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
2	転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
3	自分で降りられないように、ベッド柵（サイドレール）で囲む。
4	点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
5	点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋などをつける。
6	車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
7	立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
8	脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
9	他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
10	行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
11	自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

（出典：厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」「身体拘束ゼロへの手引き」2001）

3) 緊急やむを得ない場合の対応

【身体拘束の「例外3原則」と求められる手続き】

例外3原則： 3つの要件をすべて満たすことが必要
①切迫性：本人や他の入所者等の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代わりになる介護方法がない
③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである。
慎重な手続き： 極めて慎重に手続きを踏むことが求められている
①例外3原則の確認等の手続き、「身体拘束廃止委員」等のチームで行い、記録する
②本人や家族に、目的・理由・時間（帯）・期間等をできる限り詳しく説明し、十分な理解を得る
③状況をよく観察・検討し、要件に該当しなくなった場合はすみやかに身体拘束を解除する

（出典：厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」「身体拘束ゼロへの手引き」2001）

4) 身体拘束の際における記録

介護保険法における運営基準の中で「当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合に行った身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録」が義務付けられています。記録がない場合、「身体拘束廃止未実施減算」が適用されます。

3. 早期発見の責務と通報義務

1) 保健・医療・福祉関係者の責務

高齢者虐待防止法では、保健・福祉・医療関係者の責務として、**高齢者福祉の仕事に関係する人は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、その早期発見に努めるべきことが示されています（高齢者虐待防止法第5条第1項）。**

2) 「養介護施設従事者等による高齢者虐待」における通報の義務

養介護施設従事者等による虐待を受けたと「思われる」高齢者を発見した人⇒ **市町村へ通報**

養介護施設従事者等 以外の全ての人	生命や身体に重大な危険性が生じている場合⇒通報義務 それ以外の場合⇒通報“努力”義務
養介護施設従事者等	自分の働く施設で発見した場合、生命・身体の重大な危険性が生じているか否かに 関わらず、通報義務（努力義務でない）が生じます（高齢者虐待防止法第21条第1項）。

3) 守秘義務との関係

高齢者虐待防止法では、刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと（第21条第6項）が示されています。したがって、高齢者虐待について通報等を行うことは、養介護施設従事者等がする場合であっても、「守秘義務違反」になりません（養護者による高齢者虐待の場合も同じ 第7条第3項）。

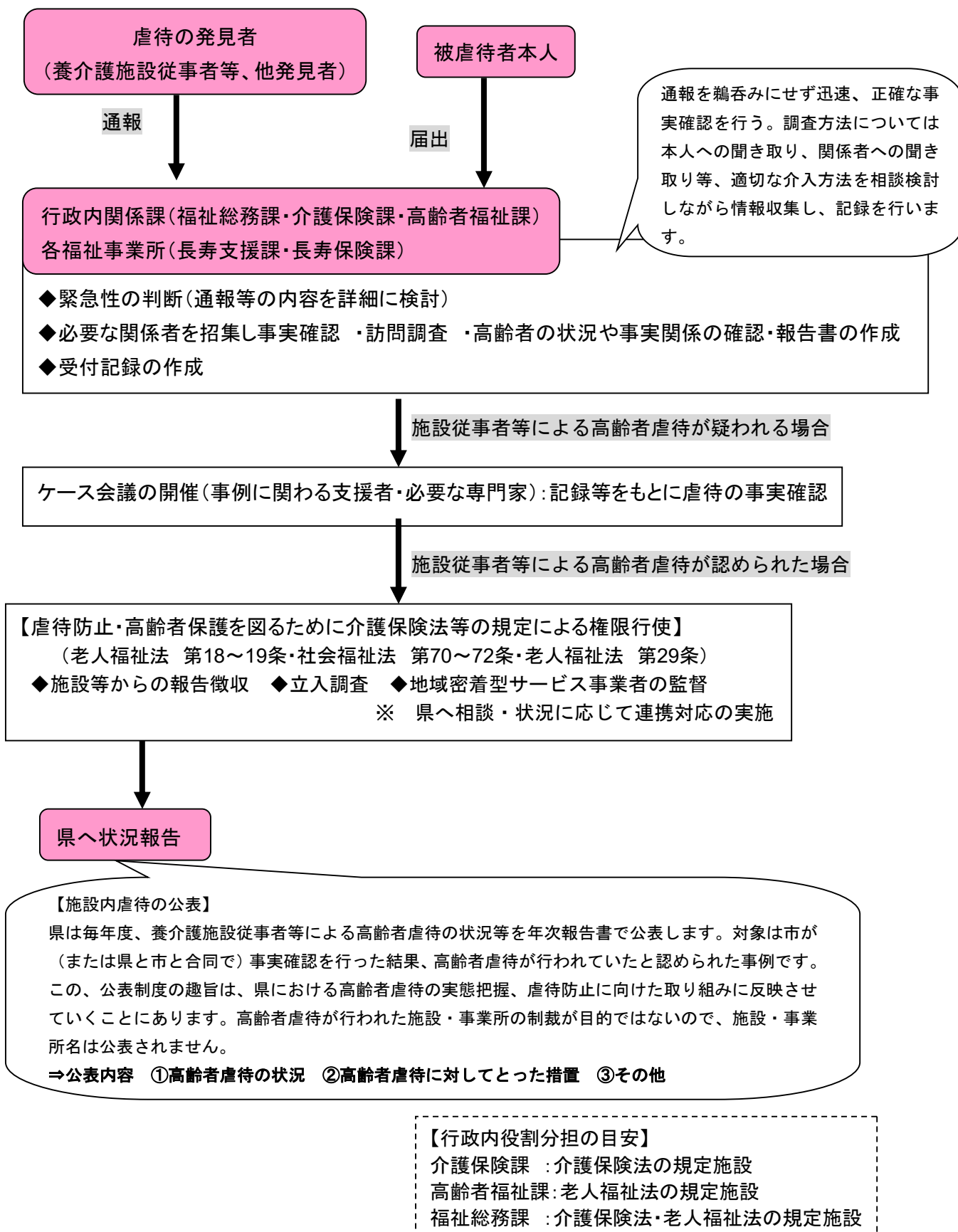
ただし、「虚偽であるもの」（高齢者虐待の事実がないのに事実であるように嘘の通報等を行うこと）と「過失によるもの」（一般の人から見て虐待があったと「思った」ことに合理性がない場合に通報を行うこと）は除かれます。

4) 不利益取り扱いの禁止

養介護施設従事者等が、自分の働いている施設などで高齢者虐待を発見した場合、発見者が直接市町村に通報を行うことは、非常に勇気がいることかもしれません。しかし、高齢者虐待防止法では、通報したことにより、解雇その他の不利益な扱いを受けることを禁じています（第21条第7項）。この規定は、**高齢者虐待の問題を施設・事業所の中だけで抱え込まずに、早期発見し対応を図る為に設けられたものです。このことを従事者、あるいは施設の設置者や事業者は重く受け止めなければなりません。**なお、ここでいう「その他の不利益な扱い」とは、公益通報者保護法（平成18年4月施行）の運用に準じると、降格・減給・訓告・自宅待機命令・給与上の差別・退職の強要・専ら雑務に従事させる・退職金の減額・没収などが考えられます。

ただし、この不利益取扱いの禁止についても、守秘義務との関係と同じく「虚偽であるもの」「過失によるもの」の場合は除かれます。

4. 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応の流れ



5. 施設内虐待や不適切なケアを防ぐために

高齢者虐待や不適切なケアの起きる要因は、①組織運営、②チームアプローチ、③ケアの質、④倫理観とコンプライアンス（法令遵守）、⑤負担・ストレスと組織風土の要因が考えられます。以下に要因における問題と防止策について整理しました。

【施設理念の共有】

1) 組織運営の健全化から考える

問題	防止するためには
理念とその共有の問題 ・介護理念や組織全体の方針がない ・理念を共有するための具体策がない	・介護の理念や組織運営方針を明確にする ・理念や方針を職員間で共有する ・理念や方針を実現するための具体的な指針を提示する
組織体制の問題 ・責任や役割の不明確さ ・必要な組織がない ・職員教育のシステムがない	・それぞれの職責・職種による責任や役割を明確にする ・苦情処理体制をはじめとする必要な組織を設置・運営をする ・職員教育の体制を整える
運営姿勢の問題 ・情報公開に消極的 ・効率優先 ・家族との連携不足	・第三者の目を入れ、開かれた組織にする ・利用者・家族との情報共有に努める ・業務の目的や構造、具体的なながれを見直してみる

2) 負担・ストレス、組織風土の改善から考える

問題	防止するためには
負担の多さの問題 ・人手不足 ・業務の多忙さ ・夜勤時の負担	・柔軟な人員配置を検討する ・効率優先や一斉介護・流れ作業を見直し、個別ケアを推進する ・夜勤時についての配慮を行う
ストレスの問題 ・負担の多さからくるストレス ・職場内の人間関係	
組織風土の問題 ・見て見ぬふり ・安易なケアや身体拘束の容認 ・連絡の不徹底	・組織運営の健全化、チームアプローチの充実、倫理観と法令遵守を高める教育の実施に丁寧に取り組む ・負担の多さやストレスへの対策を十分に図る

【リスクマネジメントにおける組織運営の健全化】

1) チームアプローチの充実から考える

問題	防止するためには
役割や仕事の範囲の問題 ・リーダーの役割が不明確 ・介護単位があいまい ・介護単位が広すぎる	・関係職員の役割の明確化 ・リーダーの役割の明確化 ・チームとして動く範囲を確認する
職員間の連携の問題 ・情報共有の仕組みがない ・意思決定の仕組みがない	・情報共有するための仕組みや手順を明確に定める ・チームでの意思決定の仕組みや手順を明確に定める ・よりよいケアを提供するためには立場を超えて協力す

・異なる業種間の連携がない ・年齢や採用条件による壁がある ・誰かがやってくれる	ることが必要不可欠であることを確認する
--	---------------------

2) 倫理観と法令遵守を高める教育の実施から考える

問題	防止するためには
非利用者本位の問題 ・安易な身体拘束 ・一斉介護・流れ作業	・利用者本位の大原則をもう一度確認する ・実際に提供しているケア内容や方法がそれに基づいたものであるかチェックする
意識不足の問題 ・職業倫理の薄れ ・介護理念が共有されていない	・基本的な職業倫理・専門性に関する学習を徹底する ・目指すべき介護の理念をつくり共有する
虐待・身体拘束の意識・知識の問題 ・必要な法令を知らない ・拘束に替わるケアを知らない、考えない	・関連する法律や規定の内容を知識として学ぶ ・拘束を行わないケアや虐待を未然に防ぐ方法を具体的に学ぶ

3) ケアの質の向上から考える

問題	防止するためには
認知症ケアの問題 ・中核症状への誤解 ・症状へのその場しのぎの対応	・認知症について正確な理解をする ・本人なりの理由があるという姿勢で原因を探っていく
アセスメントと個別ケアの問題 ・利用者の心身状態を把握していない ・プランと実際のケア内容が連動していない	・心身の状態を丁寧にアセスメントする ・アセスメントに基づいて個別の状況に即したケアを検討する
ケアの質を高める教育の問題 ・学習する機会の不足 ・アセスメントとその活用方法の知識不足	・認知症ケアに関する知識を共有する ・アセスメントとその活用方法を具体的に学ぶ

ポイント

- ・要因における問題は、直接的に虐待や不適切なケアを生み出すわけではありません。
- ・放置することでその温床となります。
- ・いくつかが関連し発生を助長させることがあります。
- ・これらは独立したものではなく、相互に強く関連しています。
- ・部分的に取り上げ対策を行うのではなく、多角的に捉える必要があります。
- ・対策の基本は、それぞれの要因における問題を分析し、組織的な取り組みを行い、その中で職員個々が必要な役割を果たすことにあります。

(参考：神奈川県「施設職員のための高齢者虐待防止の手引き」)

6. 高齢者虐待に対する考え方

1) 「高齢者虐待」を考えるための2つの視点

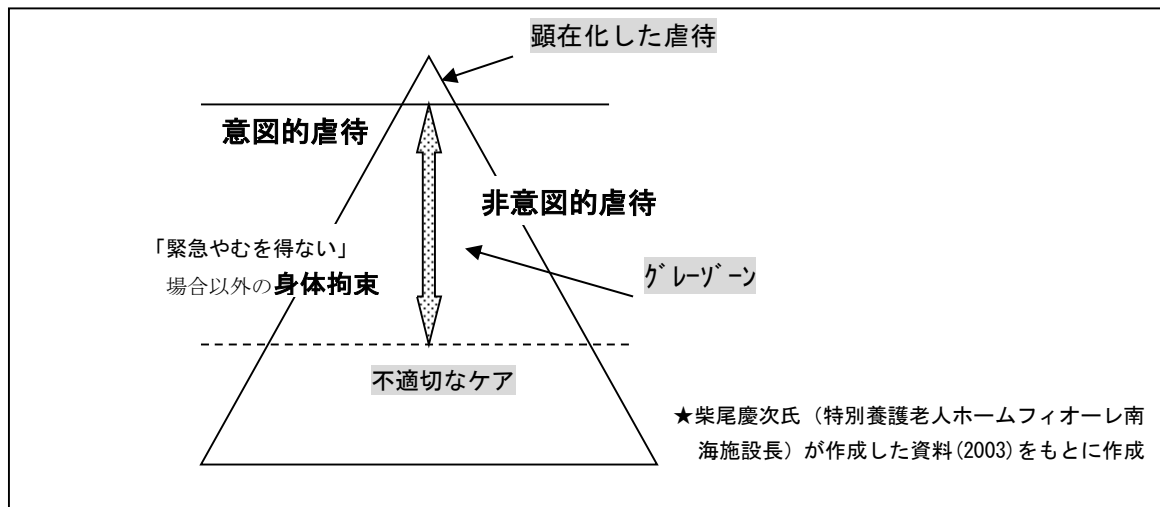
①報道などで社会的に明るみにでるような顕在化した高齢者虐待以外にも、気づかれていない虐待がありうる

- ◆ 意図的な虐待だが表面化していないもの（意図的虐待）
- ◆ 結果的に虐待を行ってしまっているもの（非意図的虐待）
- ◆ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束

②明確に「虐待である」と判断できる行為の周辺には、判断に迷う「グレーゾーン」が存在する

- ◆ 「虐待である」とは言い切れないが「不適切なケア」
- ◆ 明確な線引きはできず、「不適切なケア」を底辺として連続

2) 「不適切なケア」を底辺とする高齢者虐待の概念図



- ◆ 「養介護施設従事者等による高齢者虐待」の問題は、「不適切なケア」から連続的に考える必要がある
- ◆ 虐待が顕在化する前には、表面化していない虐待や周辺の「グレーゾーン」行為がある
- ◆ さらにさかのぼると、ささいな「不適切なケア」の存在が放置されることで、蓄積・エスカレートする状況がある



「不適切なケア」の段階で発見し、「虐待の芽」を摘む取り組みが求められる

参考：認知症介護研究・研修仙台センター「高齢者虐待防止教育システム」)

3) 養介護施設従事者等による高齢者虐待行為の考え方

【身体的虐待に関連する行為】

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等による身体的虐待を、「高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること」と定義しています。

具体的には、平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、やけどや打撲を負わせるといった行為によって、外傷が生じるか、その恐れのあるものが該当すると考えられます。

なお、ここでいう「暴行」は外傷が生じることの認識、もしくは外傷が生じるおそれのあることの認識（予測）があって行われる行為を指すと考えられる。したがって、養介護施設従事者等が、介護サービス提供中に不注意（過失）で利用者に怪我をさせた場合には、「不適切な介護サービス（不適切なケア）」に該当することはありますが、それだけをもって「暴行」に該当することはないと考えられます。

【介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）に関する行為】

養介護施設従事者等による介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）は、高齢者虐待防止法では、「高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること」と定義されています。

「養護者による高齢者虐待」と比較した場合、「職務上の義務」の存在を前提にして、それを「著しく怠ること」を「高齢者虐待」としているところに特徴があると考えられます。

【心理的虐待に関連する行為】

心理的虐待は、高齢者虐待防止法では、「高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」と定義されています。「心理的外傷」とは、一般に「トラウマ」などと呼ばれるもので、個人で処理することが困難な強い衝撃によって長い間の深い心の傷を負ってしまうことを指します。また、「高齢者虐待に対する著しい暴言」と「著しく拒絶的な対応」は、「高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」の例示と考えられますので、対象となる行為はこの２種類に限られるわけではありません。養介護施設従事者等が心理的外傷を負わせる可能性のある言動には、「排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる」「怒鳴る、ののしる、悪口を言う」「侮辱をこめて、子どものように扱う」「高齢者が話しかけているのを意図的に無視する」「排泄介助を他者に意図的に見せる／他者から容易に見られる場所・形態で排泄介助を行う」といったものが考えられます。

【性的虐待に関する行為】

高齢者虐待防止法では、性的虐待は「高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること」と定められています。「わいせつな行為」とは、一般に性的欲求を喚起したり羞恥心を害したりするような性的な道義観念に反する行為を指します。具体的には「排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する」「キス、性器への必要のない接触、セックスを強要する」などの、本人との合意が形成されていない性的な行為や、その強要が該当すると考えられます。

【経済的虐待に関連する行為】

高齢者虐待防止法では、経済的虐待は「高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること」と定義されています。「高齢者の財産を不当に処分すること」と「高齢者から不当に財産上の利益を得ること」は並列関係にあります。したがって「財産を不当に処分すれば、「不当に財産上の利益」を得なくても経済的虐待に該当すると考えられます。逆もまた同じです。

V 成年後見制度の活用

成年後見制度は、判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等）を保護するための制度です。

1. 法定後見制度

家庭裁判所が成年後見人等を選任する制度です。判断能力の程度に応じて補助、保佐、後見があります。

後見人等は「財産管理」のほかに「身上監護」（必要な介護の手配などを行なうこと）を行う義務があるので、認知症の症状のある高齢者が経済的虐待をはじめ、身体的虐待やネグレクトの対象となっている場合でも、その権利を擁護する効果が期待できます。また認知症高齢者に対する虐待を未然に防ぐためにも利用されます。

「補助」：精神上の障害（認知症・知的障害・精神障害など）により判断能力が不十分な人

「保佐」：精神上の障害により判断能力が著しく不十分な人

「後見」：精神上の障害により常に判断能力を欠く状態にある人

成年後見人等は、親族のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士などから選任されます。

2. 任意後見制度

あらかじめ高齢者が任意後見人を選ぶもので、高齢者の判断能力が不十分になった場合に、高齢者があらかじめ締結した契約（任意後見契約）にしたがって、高齢者を保護するものです。任意後見契約では、代理人である任意後見人となるべき者や、その権限の内容が定められます。

市町村長の申し立て

成年後見の申し立ては、原則として本人か4親等内の親族等が行いますが、市町村長は、65歳以上の者につき、その福祉を図るために特に必要があると認めるときは、後見開始等の審判を請求することができます（老人福祉法第32条）。

市町村長による申し立てを行うに当たっては、市町村長は、基本的には2親等内の親族の意思を確認すれば足りる取り扱いになっています（ただし、2親等以内の親族がいない場合であっても、3親等又は4親等の親族であって申し立てをするものの存在が明らかである場合には、市町村長による申し立ては行われなことが基本となります）。

なお、虐待等の場合で2親等内の親族があっても、本人の保護を図るため、市町村長の申し立てが必要となる場合があります。

VI 高齢者虐待の記録について

1) 記録とは

虐待の兆候の発見から支援過程について、誰でも（本人・関係者を含め）分かる客観的な記録を作成することが重要です。

2) 記録の機能

① 実践の明示

実践されたことは記録として残されてはじめて、第三者に証明することができます。記録されない限りその場限りの実践で終わってしまい、専門家としてその内容を吟味することが不可能です。

② 利用者に提供する支援の根拠

個人としてのデータベースや病名、症状、訴え、観察結果等が記録されており、これらの一つ一つが利用者の支援計画に反映され、日々行なわれる実践の根拠となります。判断の記載がなければ根拠のない行為を漫然と行なったと見なされてしまいます。

③ 情報交換の手段

記録を通して支援者間の情報交換が行なわれます。利用者に記録開示をしている場合は、自分自身の状態や相談者等の判断、支援内容を知ることができ、これによって利用者と支援者間の情報交換が促進されます。

④ 医療事故や訴訟の際の法的資料

医療現場において、万一事故や事件が発生した場合、記録は最も優れた法的資料になると言われています。利用者の状態を最もよく表す記録とするためには、日々の利用者の状態や援助内容が客観的に書かれる必要があります。

3) 記録の仕方のポイント

記録には、まず本人の訴え（相談したいこと）や本人の状況、家族の状況と検討課題及び援助計画及び指導・助言内容、今後検討を要する課題などを、できるだけ簡潔に、しかも課題別に必要な情報を厳選して記載してください。

ただし、観察した事項は客観的にありのままの事実を記載し、また、本人・家族の言動で支援に関わることは、本人等の語った言葉を抜き出します。さらに本人・家族の言動から感じたことは主観的情報として記載することも重要です。（一連の援助過程が見える記録にすることが大切）

【引用・参考文献】

- 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」
平成 18 年 4 月 厚生労働省 老健局
- 「高齢者虐待防止ハンドブック」平成 18 年 12 月 大阪府
- 「新潟市高齢者虐待防止マニュアル」平成 19 年 6 月 新潟市
- 「高齢者虐待を防ぐ地域のネットワーク」ぎょうせい
- 「Q & A 高齢者虐待対応の法律と実務」学陽書房
- 東京都高齢者虐待対応マニュアル
- 高齢者虐待相談支援事業ガイドライン」平成 18 年 3 月 名古屋市
- 「施設職員のための高齢者虐待防止の手引き」平成 21 年 3 月 神奈川県
- 「高齢者虐待を防ぐために～地域での理解と支援に向けてから」平成 20 年 3 月横須賀市
- 「介護現場のための高齢者虐待防止教育システム」
平成 21 年 3 月 認知症介護研究・研修仙台センター
- 「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」
平成 23 年 3 月 社団法人 日本社会福祉士会

○高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成十七年十一月九日)

(法律第百二十四号)

第百六十三回特別国会

第三次小泉内閣

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律をここに公布する。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等（第六条—第十九条）

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等（第二十条—第二十五条）

第四章 雑則（第二十六条—第二十八条）

第五章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定義等）

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為を

いう。

一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十八項に規定する介護老人保健施設、同条第二十九項に規定する介護医療院若しくは同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八

条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十二項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十六項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

- 6 六十五歳未満の者であつて養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

（平一八法八三・平二〇法四二・平二三法七二・平二三法七九・平二六法八三・平二九法五二・一部改正）

（国及び地方公共団体の責務等）

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の責務）

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（高齢者虐待の早期発見等）

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、

高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

- 2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により

生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平二〇法四二・平二三法七二・一部改正)

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

（養護者の支援）

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（専門的に従事する職員の確保）

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

（連携協力体制）

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

（平二〇法四二・平二三法七二・一部改正）

（事務の委託）

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り

得た秘密を漏らしてはならない。

- 3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

- 2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる

高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。
- 6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二条 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

- 2 前項の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第二十四条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な

運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

第二十五条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 雑則

(調査研究)

第二十六条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

(令四法六八・一部改正)

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若し

くは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(検討)

- 2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第百五条、第百二十四条並びに第百三十一条から第百三十三条までの規定 公布の日

二から五まで 略

- 六 第五条、第九条、第十四条、第二十条及び第二十六条並びに附則第五十三条、第五十八条、第六十七条、第九十条、第九十一条、第九十六条、第百十一条、第百十一条の二及び第百三十条の二の規定 平成二十四年四月一日

(平一八法一一六・平二三法七二・一部改正)

(健康保険法等の一部改正に伴う経過措置)

第百三十条の二 第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法(以下この条において「旧介護保険法」という。)第四十八条第一項第三号の指定を受けている旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第五条の規定による改正前の健康保険法の規定、第九条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定、第十四条の規定による改正前の国民健康保険法の規定、

第二十条の規定による改正前の船員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第五十八条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定、附則第六十七条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定、附則第九十条の規定による改正前の船員職業安定法の規定、附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法の規定、附則第九十六条の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定、附則第百十一条の規定による改正前の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定及び附則第百十一条の二の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、令和六年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

- 2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第四十八条第一項第三号の規定により令和六年三月三十一日までに行われた指定介護療養施設サービスに係る保険給付については、同日後も、なお従前の例による。
- 3 第二十六条の規定の施行の日前にされた旧介護保険法第百七条第一項の指定の申請であって、第二十六条の規定の施行の際、指定をするかどうかの処分がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。この場合において、同条の規定の施行の日以後に旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設について旧介護保険法第四十八条第一項第三号の指定があったときは、第一項の介護療養型医療施設とみなして、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定を適用する。

（平二三法七二・追加、平二九法五二・令二法五二・一部改正）

（罰則に関する経過措置）

第百三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（平二三法七二・一部改正）

（処分、手続等に関する経過措置）

第百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改

正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年一二月二〇日法律第一一六号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一九年政令第一〇号で平成一九年一月二六日から施行)

附 則 (平成二〇年五月二八日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二一年政令第九号で平成二一年五月一日から施行)

附 則 (平成二三年六月二二日法律第七二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条(老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定(「第二十八条の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。))に限る。)、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二條、第四十一条、第四十七條(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。))及び第五十条から第五十二条までの規定 公

布の日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第五十一条 この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二三年六月二四日法律第七九号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

(調整規定)

第四条 この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十号）の施行の前日である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二条」とする。

附 則 （平成二六年六月二五日法律第八三号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二條、第二十五條、第二十九條、第三十一條、第六十一條、第六十二條、第六十四條、第六十七條、第七十一條及び第七十二條の規定 公布の日

二 略

三 第二条の規定、第四条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第五条のうち、介護保険法の目次の改正規定、同法第七条第五項、第八条、第八条の二、第十三条、

第二十四条の二第五項、第三十二条第四項、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第五十三条、第五十四条第三項、第五十四条の二、第五十四条の三第二項、第五十八条第一項、第六十八条第五項、第六十九条の三十四、第六十九条の三十八第二項、第六十九条の三十九第二項、第七十八条の二、第七十八条の十四第一項、第百十五条の十二、第百十五条の二十二第一項及び第百十五条の四十五の改正規定、同法第百十五条の四十五の次に十条を加える改正規定、同法第百十五条の四十六及び第百十五条の四十七の改正規定、同法第六章中同法第百十五条の四十八を同法第百十五条の四十九とし、同法第百十五条の四十七の次に一条を加える改正規定、同法第百十七条、第百十八条、第百二十二条の二、第百二十三条第三項及び第百二十四条第三項の改正規定、同法第百二十四条の次に二条を加える改正規定、同法第百二十六条第一項、第百二十七条、第百二十八条、第百四十一条の見出し及び同条第一項、第百四十八条第二項、第百五十二条及び第百五十三条並びに第百七十六条の改正規定、同法第十一章の章名の改正規定、同法第百七十九条から第百八十二条までの改正規定、同法第二百条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二条第一項、第二百三条及び第二百五条並びに附則第九条第一項ただし書の改正規定並びに同法附則に一条を加える改正規定、第七条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第九条及び第十条の規定、第十二条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、第十三条及び第十四条の規定、第十五条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十六条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十七条の規定、第十八条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十九条の規定並びに第二十一条中看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第二項の改正規定並びに附則第五条、第八条第二項及び第四項、第九条から第十二条まで、第十三条（ただし書を除く。）、第十四条から第十七条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条第一項、第三十三条から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十一条の規定、附則第五十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十四条、第五十七条及び第五十八条の規定、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）第二条第五項第二号の改正規定（「同条第十四項」を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。）並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日

四及び五 略

六 第六条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第十一条の規定、第十五条中国民健康保険法第五十五条第一項の改正規定、同法第百十六条の二第一項第六号の改正規定（「同法第八条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める部分に限る。）及び同法附則第五条の二第一項の改正規定、第十六条中老人福祉法第五条の二第三項の改正規定（「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、同条第七項の改正規定、同法第十条の四第一項第二号の改正規定（「規定する通所介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加える部分に限る。）、同法第二十条の二の二の改正規定（「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）及び同法第二十条の八第四項の改正規定（「、小規模多機能型居宅介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加える部分に限る。）、第十八条中高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項第五号の改正規定（「同法第八条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める部分に限る。）並びに同法附則第二条及び第十三条の十一第一項の改正規定並びに第二十二條の規定並びに附則第二十条（第一項ただし書を除く。）、第二十一条、第四十二条、第四十三条並びに第四十九条の規定、附則第五十条中国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項第四号ロの改正規定（「居宅サービス、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、附則第五十二条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五条及び第五十六条の規定、附則第五十九条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六十条の規定 平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日

（平成二七年政令第四九号で平成二八年四月一日から施行）

（平二七法三一・一部改正）

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成二七年五月二九日法律第三一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定

は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定、第五条中健康保険法第九十条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第一百五十三条第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の次に四条を加える改正規定、第七条中船員保険法第七十条第四項の改正規定及び同法第八十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十五条、第十八条、第二十六条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定 公布の日

附 則 （平成二九年六月二日法律第五二号） 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条の規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十六条及び第四十七条から第四十九条までの規定 公布の日
(検討)

第二条

- 2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （令和二年六月一二日法律第五二号） 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中介護保険法附則第十三条（見出しを含む。）及び第十四条（見出しを含む。）の改正規定、第四条中健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法附則第十一条（見出しを含む。）及び第十二条（見出しを含む。）の改正規定、第六条及び第八条の規定並びに附則第六条の規定、附則第七条の規定（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十条第三項及び第四項の改正規定を除く。）並びに附則第八条及び第九条の規定 公布の日

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四法律六八）抄

（罰則の適用等に関する経過措置）

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

- 2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

（裁判の効力とその執行に関する経過措置）

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次

章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行日＝令和七年六月一日)

一 第五百九条の規定 公布の日

○高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則

(平成十八年三月三十一日)

(厚生労働省令第九十四号)

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）第二十二条の規定に基づき、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則を次のように定める。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則

(市町村からの報告)

第一条 市町村は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号。以下「法」という。）第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待（以下「虐待」という。）の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該虐待に係る法第二条第五項第一号に規定する養介護施設又は同項第二号に規定する養介護事業の事業所（以下「養介護施設等」という。）の所在地の都道府県に報告しなければならない。

一 養介護施設等の名称、所在地及び種別

二 虐待を受けた又は受けたと思われる高齢者の性別、年齢及び要介護状態区分（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第一項に規定する要介護状態区分をいう。）又は要支援状態区分（同条第二項に規定する要支援状態区分をいう。）その他の心身の状況

三 虐待の種別、内容及び発生要因

四 虐待を行った養介護施設従事者等（法第二条第二項に規定する養介護施設従事者等をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日及び職種

五 市町村が行った対応

六 虐待が行われた養介護施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

(平一八厚労令一一九・一部改正)

(指定都市及び中核市の例外)

第二条 法第二十二条第二項の厚生労働省令で定める場合は、養介護施設等について法第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出があった場合とする。

(都道府県知事による公表事項)

第三条 法第二十五条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 虐待があつた養介護施設等の種別
 - 二 虐待を行つた養介護施設従事者等の職種
- (平一八厚労令一一九・追加)

附 則

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年五月九日厚生労働省令第一一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

「高齢者虐待対応手引き」～第4版～

令和8年4月 第9刷発行

浜松市役所 健康福祉部 高齢者福祉課

〒430-8652

浜松市中央区元城町103-2

TEL 053-457-2338

FAX 053-458-4885

E-mail: kourei@city.hamamatsu.shizuoka.jp